

## 大玉村公告第 2 0 5 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び大玉村財務規則（昭和 59 年規則第 2 号）第 113 条の規定に基づき、次のとおり条件付一般競争入札について公告する。

平成 2 5 年 6 月 2 5 日

大玉村長 浅 和 定 次

### 1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 建第 15 号
- (2) 工事名 平成 25 年度 南町・山口線（外）道路改良工事（I 工区）
- (3) 工事場所 大玉村玉井字大黒内（外）地内
- (4) 工事種別 一般土木工事
- (5) 工事概要 道路改良 L=440.0m
- (6) 完成期限 平成 26 年 3 月 28 日
- (7) 予定価格 （事後公表）
- (8) その他 「低入札価格調査制度適用工事」  
※（5 開札日時等の（6）及び（7）参照）
- (9) 補助金名 平成 25 年度社会資本総合整備交付金充当

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加できるのは、入札時において次の（1）から（10）に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 大玉村建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 大玉村建設工事等入札参加資格制限措置要領に基づく入札参加資格制限中（指名停止も含む）の者でないこと。
- (4) 登録内容 本村において土木一式工事の工種登録のある者。
- (5) 所在地区分 本村及び本宮市内に置く本店若しくは支店（営業所）で登録している業者とする。
- (6) 総合評定値 600 点以上である者
- (7) 建設業許可区分 当該工事の一般建設業又は特定建設業の許可を有していること。
- (8) 技術者の配置 技術者は建設業法を遵守して配置できること。
- (9) 手持ち工事数 村発注工事（条件付一般競争入札に付したもの）の手持ち工事数が 3 件を超えていないこと。

(10) その他 ー

### 3 入札参加手続等

#### (1)入札参加の申込

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査（事後審査）を行うため、事前の入札参加申請手続きは要しません。

#### (2)設計図書等の閲覧

ア 閲覧場所 大玉村役場 企画財政課財政係

イ 閲覧期間 平成 25 年 6 月 26 日(水)から平成 25 年 7 月 2 日(火)

#### (3)設計図書等に対する質問

ア 質問方法 質問は指定様式（様式第 1 号）により F A X で送信すること。なお、送信後確認のため必ず電話連絡すること。

イ 送付先 大玉村役場 企画財政課財政係

ウ 質問期限 平成 25 年 7 月 2 日(火)午後 5 時 15 分までとする。

エ 回答予定日 平成 25 年 7 月 3 日(水)に FAX で回答する。

### 4 入札の方法

(1) 提出書類 入札書及び宣誓書

※①提出書類は、封筒に入れ封印(裏面割印)すること。

②封筒表面には「入札書」の表記、開札日、工事番号及び工事名を記入すること。

③封筒裏面（又は表面）には商号又は名称及び会社所在地を明記すること。

④「入札書」及び「宣誓書」の日付は、開札日でなく、提出する日を記載すること。

(2) 提出方法 郵送又は持参とする。

※郵送の場合は、(1)の提出書類を入れた封筒を一回り大きな封筒に入れ、一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法により郵送すること。

(3) 提出先 大玉村役場 企画財政課財政係

(4) 提出期限 平成 25 年 7 月 9 日(火)必着(午後 5 時 15 分まで)

### 5 開札日時等

(1) 開札日時 平成 25 年 7 月 10 日(水)午前 8 時 45 分

(2) 開札場所 大玉村役場第 1 委員会室

(3) 入札保証金 免除とする。

(4) 入札回数 初度のみとする。

(5) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定

本工事については、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事とし、予定価格以下でかつ調査基準価格の範囲内で最低の見積もりをした者を落札候補者として入札参加資格の確認(事後審査)を実施し、入札参加資格を満たす者を落札者と決定する。なお、調査基準価格を下回った入札は、原則として無効とする。ただし、全ての入札が調査基準価格を下回った場合には、落札者の決定を留保し、落札者については後日決定することとして入札を終了するものとする。

(7) その他

前(6)の「ただし書」について、調査基準価格を下回った入札を行った者のうち調査基準価格に近い入札を行った者は、入札後の事情聴取に協力するとともに、必要と認める書類について提出しなければならない。

## 6 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 村の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
- (3) その他、入札条件又は特に指定した事項に違反した入札

## 7 契約手続等

(1) 契約の締結

大玉村財務規則及び大玉村工事請負契約約款(平成13年告示第23号)に基づき契約締結する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、大玉村財務規則第98条の規定により、請負代金又は契約代金の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生

ずる損害の支払いを保証する銀行、村長が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこれを免除する。

ア この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合

イ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合

ウ 請負代金額が 500 万円未満の工事請負契約で、大玉村財務規則第 99 条第 1 項第 4 号の規定に該当する場合

## 8 その他

- (1) 当該入札において事故が起きたとき及び不正な行為があると認めるとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止又は延期する場合がある。
- (2) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項に規定する契約となるものである。
- (3) 近接工事のある者が落札した場合は、間接費の調整（工事請負額の減額変更）を行う。
- (4) 入札においては、大玉村条件付一般競争入札心得を熟知のうえ入札に参加すること。
- (5) **経営事項審査の有効期限切れに注意してください。**

大玉村が発注する建設工事の受注を希望する場合は、建設業法で規定する経営事項審査を受けていることが必要です。入札参加資格を有していても経営事項審査結果通知書の有効期限（審査基準日より 1 年 7 ヶ月）が過ぎている場合は、村の入札・見積もり合わせに参加できません。

更新手続き後は速やかに村企画財政課財政係まで提出して下さい。

注 1) 条件付一般競争入札の場合、公告日及び開札日ともに有効期限内であることが入札参加の条件となります。

注 2) 指名競争入札の場合、村において指名業者を決定する日及び入札日がともに有効期限内であることが指名選考の条件となります。

注 3) 県及び地方整備局への更新手続きを済ませていても、村へ未提出の場合、提出されるまで審査更新をしていないものとして取り扱いますので、更新手続き後は速やかに村企画財政課財政係まで提出して下さい。

**公告内容等に関する問合せ先**

大玉村役場 企画財政課財政係

969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地

TEL 0243-24-8137 (直通)

FAX 0243-48-3137

E-mail [kikakuzaiseika@vill.otama.fukushima.jp](mailto:kikakuzaiseika@vill.otama.fukushima.jp)